

第 46 回（令和 2 年度第 2 回）松江市原子力発電所環境安全対策協議会

日時：令和 2 年 10 月 20 日（月） 10：00～

場所：くにびきメッセ小ホール

○事務局 玉木係長

失礼いたします。開催に先立ちまして、事務局から事務連絡等をさせていただきます。

まず、感染症対策についてでございます。本市では、新型コロナウイルス感染症への対策として、会議を開催する際には、体調の確認やマスクの着用と手指消毒の徹底、会場の常時換気と座席間の間隔の確保、会議時間の縮減などの対策を定めております。このため、本日の協議会につきましては、前回と同様に会議時間が短くなっておりますので、効率的な運営にご協力いただきますようお願いいたします。

なお、マスクは会議中もご着用いただき、ご発言の際も着用されたままで結構でございますので、よろしくお願いいたします。

次に、くにびきメッセの駐車場をご利用された方にお知らせいたします。駐車場は 3 時間まで無料ですので、時間内にお帰りをいただきますようお願いいたします。

続きまして、配布資料の確認をさせていただきます。事前に資料を委員の皆様にはお送りをしてしておりますが、本日お持ちになっていらっしゃる方がございましたら、お申し出いただきますようお願いいたします。

それでは、お手元の配布資料一覧によりまして確認させていただきます。まず、配布資料一覧の次に会議次第がございます。それから、本日現在の委員名簿。それから、こちらは事前に送付をさせていただいておりますけれども、資料 1 として、「島根原子力発電所サイトバンカ建物の巡視業務の未実施について」という横の資料でございます。それから、こちらの資料に関連しまして、資料ナンバーは振っておりませんが、冊子で「島根原子力発電所サイトバンカ建物の巡視業務の未実施に関する調査報告書」。それから、A3 を折り込んだ資料でございますが、右方に添付資料とございますけれども、「島根原子力発電所サイトバンカ建物の巡視業務の未実施に関する調査報告（概要）」、こちらが資料 1 の関係の資料一式でございます。

それから、その下に資料 2 として、「令和 2 年度松江市原子力防災訓練（案）につ

いて」という 2 枚ものの資料。それから席次表、アンケート。また、委員の皆様には事前にお送りした資料の中で、質問用紙というものも送付をさせていただいております。今後の協議会運営の参考とするため、委員の皆様にはアンケート用紙を配布させていただいておりますので、お手数ですが、お帰りになるまでにご記載をいただきますようお願いをいたします。

資料のほう、過不足はないでしょうか。

それでは、事務連絡は以上でございます。

○事務局 矢野次長

失礼いたします。ご案内させていただきました時間となりましたので、早速始めさせていただきますと思います。

本日はお忙しい中お出かけをいただきましてありがとうございます。ただいまより令和 2 年度第 2 回目の松江市原子力発電所環境安全対策協議会を開催させていただきます。私は防災安全部次長の矢野と申します。どうぞよろしくお願いをいたします。

本日の会議につきましては、公開により行います。また、本日の議事録は、後日ホームページ等で公開することとしておりますので、ご承知願います。なお、傍聴の皆様には、予め配布しております留意事項について、ご協力のほどをよろしくお願いをいたします。

続いて、会議時間についてでございますけれども、本日の会議時間につきましては、新型コロナウイルス感染症を考慮いたしまして、1 時間以内とさせていただきますので、円滑な進行にご協力をお願いいたします。なお、質問につきましては、簡潔かつ手短をお願いをいたします。

また、前回の協議会におきまして、本年 4 月から開始されている新しい検査制度について、改めて説明を受けたいとのご要望をいただいております。本日は会議の時間の制約上、議事としておりませんけれども、その件につきましては、また改めてご説明の場を設けたいというように考えております。よろしくお願いをいたします。

それでは、議事に入ります前に、本協議会の会長であります松浦市長がご挨拶を申し上げます。

○松浦会長

皆様おはようございます。本日は今年度 2 回目の協議会ということになりますけれども、皆様方、コロナ禍の中でございますが、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

本日の議題でございますけれども、中国電力と松江市のほうから 2 件につきましてご説明をさせていただきたいというように思っております。

まず、1 つは「原子力発電所サイトバンカ建物の巡視業務の未実施」についてでございます。このことにつきましては、今年の 6 月の協議会におきまして、確認をされました不適切事案の概要、それから過去の類似事案の発生状況、今後の対応、こういったことにつきまして中国電力のほうからご説明をいただきました。

また、島根原子力規制事務所のほうから、この事案を保安規定違反と評定したという説明もあったところでございます。

本日は、中国電力のほうから去る 8 月 31 日に公表されました調査報告書に基づいて、原因分析の結果、それから再発防止対策の内容、これにつきましてご説明をさせていただきたいというように思っております。

それから、もう 1 件は、「令和 2 年度松江市原子力防災訓練について」でございます。今年度の訓練は今月の 28 日（水曜日）、それから 31 日（土曜日）の 2 日間で実施を予定しているところでございます。本日は訓練の概要につきましてご説明をさせていただきたいというように思っております。

先ほどから申し上げておりますように、前回の協議会に引き続きまして、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策という観点から、大変残念でございますけれども、短時間の協議会ということにはなりますが、ぜひ皆様方には忌憚のないご意見を賜りますようによろしくお願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。今日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

○事務局 矢野次長

続きまして、本日の議事の進め方及び説明者について、事務局より説明をいたします。

○事務局 玉木係長

本日の議事は、会議次第にありますように、議題（1）島根原子力発電所サイトバ

ンカ建物の巡視業務の未実施について、議題（２）令和２年度松江市原子力防災訓練についてでございます。

はじめに中国電力から議題（１）についてご説明をいただき、質疑を行った後、10時50分ごろから議題（２）について事務局からご説明をさせていただき、その後に質疑の時間といたします。会議終了時間を11時とさせていただいておりますので、ご質問ができなかった方がおられましたら、お手元に質問用紙をお配りしておりますので、後ほど文書にてご質問いただければ事務局が取りまとめ、後日ご回答をさせていただきます。

ここで、本日お越しいただいた方をご紹介します。中国電力株式会社より、島根原子力本部、北野本部長でございます。

○中国電力 北野本部長

北野でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局 玉木係長

同じく、長谷川副本部長でございます。

○中国電力 長谷川副本部長

長谷川でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局 玉木係長

島根原子力発電所、岩崎所長でございます。

○中国電力 岩崎所長

岩崎でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 玉木係長

よろしくお願いいたします。

○事務局 矢野次長

それでは、早速議事に入らせていただきます。協議会要項の規定に基づき、議長は会長である市長にお願いいたします。

○松浦会長

それでは、議題（１）島根原子力発電所サイトバンカ建物の巡視業務の未実施について、中国電力のほうから説明をお願いしたいと思います。

○中国電力 北野本部長

中国電力の北野でございます。はじめに一言ご挨拶をさせていただきます。

島根原子力発電所におけるサイトバンカ建物の巡視業務の未実施につきましては、地域の皆様をはじめ、多くの方々にご心配をおかけしており、改めまして心からお詫び申し上げます。

本件につきましては、本年６月に行われました協議会におきまして、本事案及び類似事案に関する調査概要、事実関係や問題点を踏まえた直接的な原因及び再発防止対策の方針、根本的な原因に関する対応状況についてご説明させていただきました。その後、発生に至った背景や社員の意識・組織・風土等、様々な角度から検討を行いまして、このたび直接的及び根本的な原因分析を踏まえた再発防止対策が取りまとまったことから、８月３１日に報告書を公表させていただきました。本日は、この調査報告についてご説明をさせていただきます。

今後、同様な事案を発生させないようにしっかりと取り組み、地域の皆様にご安心いただける発電所を目指してまいりますので、ご指導を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、副本部長の長谷川からご報告させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○中国電力 長谷川副本部長

それでは、長谷川のほうから資料１のご説明をいたします。

まず、めくって右上の①をご覧ください。そこに黄色い枠がございますけれども、この資料は前回６月２９日からの変更点、そういったものが分かるようにまとめてございます。

このページそのものは前回と同じでございますけれども、例えば次の 2 ページ目、緑の枠がございます。こういったところは今回追記をしたところでございます。

それでは、改めまして事象の経緯でございますけれども、本年 2 月 16 日、サイトバンカ建物の巡視業務、これに放射線管理区域に入域していないにもかかわらず、入域したとした。つまり、巡視をしていないにもかかわらず、巡視をしたという記録を作成し、報告を行っておりました。

翌々日の 18 日、この事実が確認できまして、2 月 19 日に当社は報道発表をしてございます。

②ページ目をご覧ください。これにつきましては、5 月 13 日に保安規定違反「監視」、これは原子力規制委員会のほうでございますけれども、判定が下されてございます。

下の緑の枠、8 月 31 日、今日ご報告するところまででございますけれども、根本的な原因分析、更には再発防止対策を取りまとめてございまして、本日ご報告をいたします。

③ページ目、これは法令の規定でございますけれども、この巡視業務でございます。赤線のところ、毎日 1 回以上が要求されてございます。なお、アスタリスクの 1 番、緑のところ、実用炉規則第 81 条というように書いてございます。こちらが正しい記載でございまして、前回のご説明資料においては 87 条と誤った記載をしてございましたので、お詫びと訂正をお願いしたいと思います。

④ページ目は、法令を受けまして当社の保安規定、定めてございますけれども、同じく毎日 1 回以上の巡視を規定してございます。

⑤ページ目をご覧ください。こちらも再掲でございますけれども、今回事象が起きましたサイトバンカ建物の位置を示してございます。1 号機、2 号機から少し離れたところに立つ建物、今回写真を追記してございますけれども、ご覧のような 5 階建ての建物、一番高いところで地上から 28m の施設でございます。

⑥ページ目をご覧くださいませ。この施設の目的でございますけれども、2 番目の赤いアンダーラインのところがございますけれども、放射性固体廃棄物を一時的に貯蔵・保管、更には処理としまして焼却炉・熔融炉、こういったもので放射性廃棄物の嵩を減らして、先々の低レベルの放射性廃棄物の処分場への処分を効率的に進める施設でございます。

⑦ページ目をご覧ください。こちらは今回追加でお示ししてございます。今回事象

が起きたのは、このページのまさしく焼却炉・溶融炉が停止している状態で起きてございます。同じ停止状態でも、平日は3名が勤務をしております、今回は休日でございますから、右のように2名の体制でございます。運転副責任者と運転員、もしくは補助運転員1名の体制でございます。

こちらが⑧ページ目に移りますと、仮に施設が運転してございますと、例えば土曜日も含めて3名体制という体制をとってございますけれども、当日はこの施設は止まってございましたので、⑦ページ目の2名体制で運転をしてございます。

⑨ページ目、こちらは発電所で発生する廃棄物の処理・処分方法を示したものでございますので、本日は割愛させていただきます。

⑩ページ目、この事象を受けまして、当社は緊急時対応本部を2月25日に設置してございます。

⑪ページ目、その体制を示したものが、再掲でございますけれども、こちらでございます。

⑫ページ目、調査対応体制の主な役割でございますけれども、上の表は前回と同じでございます。下の備考をご覧くださいますと、外部第三者の関わりを示してございます。

まず、調査結果は原子力安全文化有識者会議、9月24日に直近開催されてございます。あるいは企業倫理委員会、こちらも本件につきましては6月9日、9月4日の両日開催されてございますけれども、いずれも意見・提言を受けてございます。また、根本原因分析及び再発防止対策は、外部第三者組織の助言を受けて策定してございます。

⑬ページ目をご覧ください。調査結果でございます。結果、いずれも土日・休日でございますけれども、8人、計32日の類似事案が確認されてございますけれども、この数字そのものは前回と変わったものではございません。

また、このページの2番目、組織的関与に関する調査結果、「組織的な行為ではなかったのか」というご質問等もいただいております。改めまして、しっかりと当事者に確認、更には関わります上司・組織の中で調査をいたしましたけれども、組織的関与はなかったと判断してございます。なお、協力会社の調査におきましては、弁護士がその内容を検証してございます。

⑭ページ目、調査結果等の2番目でございますけれども、前回以降、新しい事案が

分かったところがございますので、ご説明をしたいと思います。

まず、表の中の左のほうに「協力会社」というようにあります。その中では、本来ですと休日 2 回の管理区域の巡視を要求してございますけれども、1 回目の巡視終了後、管理区域を退域せずに、そのまま 2 回目の巡視を実施したケースがあることが分かりました。また、更には管理区域の巡視を行っておりますけれども、中の滞在時間が短かったものも確認されてございます。また、当社の委託要求では、1 日 2 回の実施を要求してございますけれども、1 回しか実施していないということも分かってございます。

次に当社分でございます。当社も原子炉建物、あるいはタービン建物の巡視業務を行ってございますけれども、巡視記録に記載された巡視員の管理区域への入域が確認できないもの、あるいは管理区域には入域しているものの滞在時間が短かったものが確認されてございます。

いずれも是正処置を要するものでございまして、現在対応を進めてございますけれども、特に当社のこの運用でございます。私どもは代務者と申しまして、通常行っている業務でございますけれども、今回その記録、あるいはルールが不明確であったことが分かってございますので、現在改善に向けて取り組みを進めているところでございます。

続いて⑮ページ目、過去の不適切事案に関する再発防止対策の検証でございます。1 番目に書いてございますけれども、当社は 2010 年に点検不備問題、更には 2015 年に同じサイドバンカ建物でございますけれども、低レベル放射性廃棄物流量計問題を起こしてございます。

そういう中で、再発防止対策が機能していたかという議論が当然ございます。後々の再発防止対策でもご説明しますが、やはり協力会社と一体となった取り組みが弱かった点、まだまだ社員・協力会社への意識の浸透、こういったものが不足していたという反省点がございます。

また、点検不備問題を受けて設置いたしました原子力強化プロジェクト、今後の活動の在り方も含めて、現在検討を進めているところでございます。

続いて⑯ページ目でございます。先ほど申しました第三者による意見・提言及び助言でございます。様々なご意見を頂戴しておりますので、私どもは現在アクションプラン、再発防止対策をより細かに展開していく計画でございますけれども、そちらに

逐次ご意見を反映していく仕組みを構築してございます。

また、原因対策の策定にあたりましては、助言をいただいておりますので、下のほうに記載してございます。少しご覧いただけますでしょうか。

根本原因分析の過程においては、協力会社中心の視点となっているきらいがあるので、まずは当社視点を中心とした分析となるよう、根本原因を進めるよう助言がございました。実際にそのように改めて対策を進めてございます。

また、再発防止対策の検討にあたっては、サイトバンカ建物の巡視業務の重要度を含めた実施内容を協力会社と共有するようにと、こういった助言をいただいております。

前後いたしますけれども、まずは有識者会議の主なコメントでございます。9月24日に開催してございますけれども、やはり「中国電力と協力会社の意識の違い、目線の違いがあるのではないか」、「温度差の違い」というようなご指摘もございます。そういったところに終始いたしますけれども、よりコミュニケーションの改善を求める声など、大きくのご意見を頂戴してございます。

また、企業倫理委員会、直近の9月4日でございますけれども、同じくご意見としては、「協力会社を含めた関係者全員が、原子力安全文化の大切さを改めて共有するよう」と、こういったご意見を頂戴したところでございます。

それでは⑰ページ目でございます。こちらは原因分析を踏まえた再発防止対策でございますけれども、先ほどご説明しました。更にアクションプランなるものを今策定してございますので、こちらは今日、松江市の執行部の皆様にもご確認をいただいて、今後、いわゆるPDCA、より良い形のものにして仕上げていく予定にしております。

⑱ページ目をご覧ください。こちらは前回ご説明した内容でございます。事実関係・問題点が列記してございますので、次の⑲ページ目を含めて、今後のご説明で出てまいりますので、詳細な説明は省かせていただきます。

それでは、⑳ページ目をご覧ください。こちらは今申し上げました直接的な原因に対する再発防止対策。以下、3ページにわたって協力会社分を取りまとめてございます。

まず、業務管理の問題でございます。今後出てまいります、共通しておりますけれども、左に原因、中ほどに再発防止対策、そして右のほうに完了時期を記載してございます。

まず、(1) でございますけれども、巡視結果の確認する手順が明確ではなくて、自己申告によるものでございました。対策としては、今後、管理区域入域記録、こういったものを確認することにしてございます。

(2)、いわゆる巡視業務の体制・役割・分担、そういったものが巡視員任せのところがございましたので、こちらは手順書に明確に記載してまいります。

②ページ目をご覧ください。続いて、業務運営の問題でございます。

(1) でございますけれども、何より教育が不足、つまり業務に対する認識の甘さでございます。対策としては、保安規定教育の充実等を掲げてございますけれども、特に C のほうに書いてございます。当社の中では、巡視業務に対する表彰制度がございますので、こういったものを協力会社のほうにも展開いたします。モチベーションの向上として効果があるものと考えてございます。

また、完了時期をご覧くださいと、(継続実施)と書いてございます。こちらは、例えば 2020 年 6 月に一度対策を策定してございますけれども、ここで終わるのではなくて、現在も含めて継続的に対策を進めている、あるいは必要に応じて見直しをするという意味でございます。

(2)、土日・休日に管理者が不在であった。牽制機能が不十分であったというのが原因でございます。これに対しての対策でございますが、牽制機能の強化。特に管理者の責務の教育を充実してまいります。

②ページ目をご覧ください。協力会社の 3 番目、意識面の問題でございます。

(1)、いわゆる事実を率直に報告する責任がある。こういったコンプライアンス意識の欠如、これに対しては研修でございます。一層のコンプライアンス意識の向上を図ってまいります。

(2)、コミュニケーションの重要性を意識していない。特に上長と巡視員、この辺りのコミュニケーションの不足が原因の 1 つと考えてございますので、コミュニケーションの充実・向上を図ってまいります。

そして③ページ目、当社分の原因と再発防止対策でございます。

まずは業務管理の問題ということでございまして、(1) でございますけれども、委託先の巡視結果を確認する仕組みはパトロールシートのみでございました。こういったことから牽制機能も含めて、前回でもお話しましたが、巡視の際には、現場の写真をポイントを決めまして撮影していただくと、こういうことを考えてございます。

また、(2) でございますけれども、要求事項の明示が委託仕様書で不明瞭なところがございました。これは法令等に基づくものであること、とりわけそういった点を含めて要求の明確化に努めてまいります。

②④ページ目は、今お話ししました。また、前回も見ていただいておりますけれども、こういった携帯端末を巡視のツールとして使ってございますけれども、ポイントを定めた写真撮影を行うことにしてございます。

それでは②⑤ページ目、今日の本題でございまして、根本的な原因と、その再発防止対策でございまして。先ほどの助言に基づきまして、当社がすべきこと、当社の問題点をしっかりと把握する、こういったスタンスで取りまとめてございます。

当社の視点としまして、(4) にございまして、自らもしくは協力会社の巡視回数の適正化に係る改善の対応を実施していなかった。あるいは、このコンプライアンス意識・啓発活動が協力会社に対しては要請の域に留まっていたと、こういう問題意識がございます。

②⑥ページ目をご覧ください。再発防止対策の1番目でございまして、先ほどと同じように左側が原因、中ほどが対策、右側が完了時期を記載してございます。

まず、根本的な原因の(1) でございまして、協力会社に対して、当社からの巡視の重要性や巡視員の基本行動等について、継続的な教育は必要ないと考えてしまっていた。対策でございまして、今後は当社が講師となって教育を進めてまいります。

(2) でございまして。協力会社に任せておけば大丈夫という意識、これが協力会社に対する業務管理が不十分となることにつながっておりました。対策は3つでございます。まずは1番目、定期的なレビュー。これは委託仕様書等でございます。

2番目の対策でございまして、いわゆる巡視員認定のプロセスを明確化いたします。原子力発電所の保安に関わるものすべては、実は力量制度と申しまして、経験年数、あるいは技能・能力、そういったものを満たして初めて所定の業務を行うことができます。今回は理解度確認テストの拡充、更には当社管理職が確認する、こういった手立てを進めてまいります。

3番目の対策でございまして、これは当社の中でございまして、委託管理。その研修を進めることによって、改めて協力会社との関係を強化してまいります。

②⑦ページ目、当社分の（３）でございます。協力会社との業務上のコミュニケーションが不足し、協力会社からの改善要請等への受け止めが不足していた。これは具体的に申しますと、2012年3月、協力会社のほうから、「休日の半日で2回の巡視は過剰ではないか」という意見提起があったにもかかわらず、十分な吸い上げ・反映がなされていませんでした。そういうことから、対策にはそういった改善事項を吸い上げる仕組みの構築、更には上長を交えてのレビュー、こういったものを進めてまいります。また、今回の事例を参考に、常に問いかける姿勢の意識醸成活動を更に強化してまいります。

②⑧ページ目、（４）でございます。いわゆる業務のアウトソース。委託におきまして、当社社員と同水準の要求が必要という認識が乏しかったということでございまして、特に原子力安全文化醸成に対する意識の浸透、こういった取り組みが不十分だったと考えてございます。

対策でございますけれども、当社社員と同等な活動の実施を要求してまいります。また、Cのところに書いてございますけれども、当社・協力会社役員の対話活動の実施でございます。

下に写真がございまして、左のほう、これは今日来ております本部長の北野が、既に3回協力会社のみなさんと、延べ30名でございまして、こういった対話活動をしてございます。非常に前向きなご意見などをいただいたというように聞いてございます。また、右は当社講師による保安教育の様子を示してございます。

②⑨ページ目、今度は協力会社の再発防止対策でございます。特に運転副責任者がなかなか未実施に気付かなかった、こういった問題がございます。根本的な原因として記載してございますのは、やはり協力会社の管理者のマネージメントが十分でなかったというように考えてございますので、このマネージメントの継続的な改善を図るべく、教育を進めてまいります。

最後のページ、③⑩ページ目でございます。根本的な原因分析を踏まえ、この過程で直接的な原因が再度出てまいりましたので、そういったものに対しても必要な再発防止対策を策定してございます。

当社の問題でございますけれども、業務委託仕様書で巡視に関する要求事項を明確に示していなかった。もしくは、自らもしくは協力会社からの巡視回数適正化に係る業務への対応を実施しなかった。先ほど申し上げたところでございます。

まず、1 番目の業務運営の問題でございますけれども、協力会社の運転副責任者の認定に管理的役割・責任を定めておりませんでしたので、こういったものの要件を強化するべく対応をします。

次に 2 番目、業務管理の問題でございます。自分たちの決めた巡視回数等の要求事項に問題がないと思い込んでいたということでございます。

対策として、土日・休日の巡視の適正化、サイトバンカ建物の巡視の在り方を検討し、協力会社への巡視の要求回数等を見直してまいります。こちらについては、注意書き下をご覧くださいませでしょうか。万一漏えい等が発生しても、プラントは各種モニタや警報発生等による、いわゆる制御室での検知が可能です。また、この施設の過去の不具合事象の発生状況などを考慮いたしましても、異常徴候の早期発見という観点で問題が生じることは考えにくく、実は 8 月からこの巡視回数を 1 日 1 回に見直して、現在試行的に対応を進めているところでございます。完了時期 2020 年 11 月と書いてございますのは、11 月を目途に 1 日 1 回の在り方、最適な、これに限りませんけれども、発電所の巡視の適正化、こういったものを今考えてございますので、当然今後のレビューもあり得るということで今日はご報告をさせていただきます。

終わりに、前回もご説明しましたが、実はもう 1 件保安規定違反「監視」の判定がある事案がございます。これは固体廃棄物貯蔵所のテレビカメラによる監視でございます。当社は、自ら定めました要領書に、現地で漏えいの有無、異音・異臭等の異常徴候を発見すること、これを巡視の定義としておりましたけれども、現状はテレビカメラでの監視を行ってございます。もちろん今は人が巡視をしてございますけれども、これがテレビカメラでは、やはり異音・異臭などが確認できないのではないかというご指摘でございました。これについても、現在、先ほど申し上げました全体の巡視の最適化。この中で今後しっかりとした対応を構築することにしてございます。

いずれにしましても、続きました不適切事案で皆様方には再度ご心配をかけているところでございますけれども、現在進行中ではございますが、再発防止対策をしっかり進めてまいりますので、今後のご指導をいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

説明は以上でございます。

○松浦会長

それでは、ただいま説明がありました事項につきまして、ご質疑、あるいはご意見がございましたらお願いしたいと思います。

○山崎委員

14 ページのところですが、この表の一番下に「当社」ということで、私、これは初めて出てきた内容で、大変驚いています。このところですけども、これを私の理解でいうと、例えば今日の巡視記録に巡視員 A さんのサインがあるのだけれども、今日の放射線管理区域への入室記録には A さんが入域した記録がないということだと理解しています。こうであれば、巡視記録にサインしたのは虚偽である、嘘であるということになるのではないのでしょうか。

評価のところに、「代務者による巡視は実施されていると考えるが」とあります。「考えるが」というのはどういうことなのかなというのが、これがちょっと納得がいきません。

そして、8 月 31 日付の調査報告書もいただいておりますので、それを見ました。27 ページから 33 ページがその箇所にあたるのですけれども、ここの中で、「推定した」という言葉がたくさん出てきます。特に 28 ページの留め印 3、「代務者による巡視の推定」というところ、ここを説明していただきたいと思います。

それから、32 ページの 8 行目から、「代務者による巡視を実施する場合は」というところです。ここも納得がいきませんし、33 ページの B、これもどういうことなのか説明いただきたいと思います。通常というか、常識として、巡視記録に A さんが行けなかった場合、誰かに代わってもらった、代務者に代わったとなると、その代務者のサインがないと、推定とかは、これは理由にならないのではないかと思います。この辺りを読みますと、協力会社への調査よりも、中国電力本社に対する考え方は大変甘いのではないかと思いますし、こういう安全に対するシステムも、意識も、本社の職員に対する教育も、すごく不安が募るという内容だったので、ここのご説明をいただきたいと思います。

○松浦会長

はい、それではお願いします。

○中国電力 長谷川副本部長

代務者のご質問でございます。資料の 14 ページ目、当社分の新たな確認事項としてご報告したところでございます。ご指摘の代務者制度でございますけれども、従来から私どもの社内では運用してございます。具体的に申し上げますと、ここに書いてある通りでございます。例えば 2 号機でございますと、運転員、巡視員が大体 4 名から 5 名程度おりますけれども、その中で 1 日 1 回の巡視が要求されてございます。その際、ここにございますけれども、本来は巡視記録に記載された巡視員、これは定めがございますので、この者以外の者が、色々業務の関係で代わりの者が入るケースが多々ございます。そういう中で問題意識を持ったのが、やはりここに記載してある通りでございまして、サインをしている者と実際に入域した者が違うということです。

協力会社のサイトバンカの巡視の問題点との違いでございますけれども、サイトバンカの件は、明らかに管理区域の入域記録がございませんので、巡視を怠っていた、していなかったということが明確になってございます。一方、この代務者の場合は、当日の管理区域の入域記録を確認しますと、かなりの者が当然中に入っている記録がございます。ですから、私ども、ある意味原子力発電所本体、例えば原子炉建物、タービンの巡視は、やはり業務の 1 丁目 1 番地でございますので、それを行わないということはあり得ないと考えてございます。

ただ、今、委員からご指摘がございましたように、「推定」という記載に留めているのは、当時のエビデンスが残っていないという問題がございます。そこは非常に反省すべき点でございまして、関わった運転員等へのインタビューも徹底して行いましたけれども、私どもとしては、必ず代わりの者が入域をして巡視を行っていたというところは掴んでございますけれども、誰が誰に頼んだかという記録は残ってございません。これは QMS、品質保証上のやはり大きな問題というように認識しておりまして、直ちに要領の規定、そういったルールの確定、こういった対応を進めてございます。

実は、前回の 5 月の連休明けに中間報告を行いまして、8 月 31 日までかなり調査の時間を要したのは、この代務者の調査を徹底して進めたためでもございます。委員からのご指摘、私どもも反省すべきところと考えてございますけれども、サイトバンカのいわゆる巡視漏れとは事象が異なることというようにご理解いただければと思います。

以上でございます。

○松浦会長

ほかにございますか。

はい、どうぞ。

○木村委員

16 ページのところですよ。根本原因がどこにあるかということですよ。コンプライアンスに関してです。ここに書いてありますが、第三者ということですが、特に企業倫理委員会に関していえば、社外有識者等というのがありまして、なぜ等が付いているのかと思うと、これはほとんど御社の関係です。

私はコンプライアンスに関わる部分というのは、何か文化の醸成とか、意識を高めるとか、コミュニケーションをとというような話ではなくて、やはりコンプライアンスに関するきちんとした規定がなければいけないと思います。

議事録がありましたので、ホームページを多少見ました。コンプライアンスガイドラインというのがあるはずですよ。コンプライアンスガイドラインが改訂をしたと。改訂したということがあるということは、コンプライアンスガイドラインというものがきちんと文章化、明文化されたものがあると思いますが、それをぜひホームページに公表していただきたい。

私は本当に小さな民間の NPO でございますが、このたび休眠預金に関する助成をいただいたのですけれども、その事業をやるときに、14 の規定がいります。今、作成中です。民間に対しても非常に厳しい。例えば、この規定の中には、本当に利益相反規定まであります。内部通報のことが書いてあったので、内部通報規定もあるはずですよ。

それから、もちろん議事録、記録、公文書管理規定、あるいは情報公開規定、内部通報規定、利益相反規定まで、本当に NPO でもこれが必要なのです。御社のような大きな、半分公的な企業が、コンプライアンスに関して甘すぎるのではないのでしょうか。根本的な原因というのは 3.11 の少し前にありましたけれども、あのときからスタートして、ほかにも事象がありましたよね。今回は、いかにも協力会社との関係性に力点が置かれておりますが、御社の根本的なコンプライアンスに対する意識、明文化

した規定、ガイドラインはあるらしきですけれども、ガイドラインが公表されていない。社外有識者等と書いてありますが、4人は御社の内部の方でございます。これが果たして第三者によるコンプライアンス委員会なのか、企業倫理委員会なのかということです。根本的なところについて、きちんとしていただきたいと思います。ガイドラインはあるのですか。

○松浦会長

はい、どうぞ。

○中国電力 長谷川副本部長

当社は電力会社の中でもコンプライアンスへの取り組みはかなり先駆けております。当然ガイドラインもつくっております、元々、今、委員がご指摘の企業倫理委員会は、2003年4月に設置したものでございます。その後、当社は残念ながら今日ご説明しました2010年の点検不備問題などを起こしてございますので、その都度一層の取り組みの強化をしたところでございます。

当然ホームページを見ていただきますと、コンプライアンスの関係の欄をつくってございますので、そこからご覧いただきますと、今、委員がご指摘の利益相反、内部通報制度、そういったものも当然ございますので、ご参照いただけたと思います。

また、企業倫理委員会の委員構成でございますけれども、確かに社外委員は現状4名、労働組合の委員長などもおります。すべてが社外で本当にそういった有効な議論ができるかというのは色々ご意見があろうかと思っておりますけれども、やはり自ら正していくと、これも非常に重要だと思っております。会社のことはやはり社員が最も良く分かっているところもございまして、そういったところは社外の方のご意見、あるいは社内からの視点、こういったものを上手に取り組んでいくという必要があろうかと思っております。いずれにしても、今回またこういう事案が起きておりますので、より一層のコンプライアンス意識、全社員、特に原子力は然りでございますけれども、努めてまいりたいと思っております。

○松浦会長

時間がきておりますので、あと1人。

はい、どうぞ。

○芦原委員

質問というよりは、意見を述べさせていただきたいと思います。25 ページの根本的な原因に対する再発防止対策。当社分として、分析対象要因、当社の視点というのが5 項目挙がっております。5 項目目の「協力会社に対するコンプライアンス意識、原子力安全文化醸成に係る啓発活動は、協力要請に留まっていた」というように挙げてありますけれども、先ほどからも発言がありましたように、これは安全文化という言葉で括るべき問題ではないというように思わざるを得ません。

まず、「協力会社も含めて、巡視業務の重要性をあまり理解していなかった」ということが書かれているわけですが、なぜこの巡視業務が重要なのかというところを、例えば手順書に明示していなかったとか、そういう細かな視点からではなくて、やはり原子力発電の取り扱う業務を運営していく、その重要性。非常に大きなリスクを持った、今日も運営していく中での巡視業務の位置付けというものがどういうものなのかというところの理解がまず必要ではなかったのかなというように思います。

では、どうやって理解ができるかといえば、やはり発注元である中国電力自らが、繰り返し繰り返しその意味を伝えていかなければ浸透することはないというように思います。それはやはりその危機意識を持って、日常的な業務を行っていただきたい。

振り返れば、こういった様々な不正行為等は、過去から繰り返し行われてきたわけですが、その改善を図ってはこられました。ですが、その範囲の中から協力会社が外れてしまってきたというのが実態であったわけです。先ほどから言いましたけれども、原子力発電を取り扱う業務というのは、単に発注元の中国電力だけが担っているのではなく、その業務に携わる全体の事業者がまとまってこれに取り組んで、意識を持って取り組んでいかなければならないはずだったわけです。それが過去からの不正等も反省点の中からやはり認識されてこなかった、その結果ではないかというように思います。本当はそこの過去からの視点に立ち戻って、やはり原因分析等もしていただかなければならなかったというように思います。これをぜひ今後に向けて生かしていただきたいというように思います。

○松浦会長

何かございますか。

○中国電力 長谷川副本部長

委員ご指摘の通りだと思っておりますので、当然そういった視点で今回の再発防止対策も取りまとめておりますし、今後の必須な重要課題だというように認識しております。ありがとうございました。

○松浦会長

ほかにもご質問ございますが、時間の関係もございますので、質問用紙でまた出していただければ、後日ご回答させていただきたいと思えます。

それでは、続きまして議題の 2 番目でございますけれども、令和 2 年度松江市原子力防災訓練につきまして、説明をお願いしたいと思います。

○事務局 矢野次長

それでは、今年度の原子力防災訓練について説明をさせていただきます。資料の 2 をご覧いただけますでしょうか。

資料の 2 のところで、1 に訓練の概要、2 に訓練の実施時期を記載しております。訓練の実施日は、10 月 28 日と 31 日の 2 日間を予定しております。

4 に主な訓練項目を記載しております。今年はコロナが全国で発生していることから、例年のような広域避難訓練は計画しておりません。そして、参加者につきましても人数を大幅に絞って感染症対策に重点を置いた訓練を予定しているところでございます。

(1) 災害対策本部の設置運営訓練についてでございますけれども、感染症が流行している状況を想定いたしまして、防災センターへ集まる人数を抑えて、例えば市役所の本庁以外の支所ですとか、水道局やガス局などにつきましては、本庁に参集は行わずに、Web 会議で災害対策本部に参加することとしております。

(2) としまして、PAZ (5 km 圏内) 防護措置訓練についてでございますが、鹿島町の 7 地区の皆様にご協力をいただきまして、避難指示を合図に、バス避難の集合場所となっております一時集結所へ参集をしていただき、その場で検温や問診による健康確認を受けていただきまして、感染症に配慮しながらバスへの乗車を行っていただく

ことにしております。また、感染症の疑いがある方につきましては、別の車両に乗っていただくことにしております。

それから、(3) 原子力防災学習につきましては、一時集結所でバスに乗車していただいた方々を対象としまして、鹿島文化ホールのほうで防災学習会を開催するものでございます。

また、広報活動としておりますが、これはマール放送で屋内退避の重要性を啓発する番組を放送することとしております。放送回数は 11 回を予定しております。

次のページには、市報 10 月号に折り込みをしましたチラシを付けております。表面には今回の訓練でエリアメールを発信すること。そして、裏面には「やってみよう屋内退避」と表題を付けまして、屋内退避のチェックリストを載せております。実際の災害時には、UPZ (30 km 圏内) の多くの方々に屋内退避の指示を出されることになりますので、この機会に屋内退避の仕方についてご理解をいただけたらと考えております。

このチラシのほかに、各ご家庭にはポストインで、もう少し詳しいチラシのほうも配布させてもらっております。ご確認をいただければと考えております。

訓練ではエリアメールや防災メール、それから屋外拡声器等でお騒がせをいたしますけれども、ご理解、ご協力を賜りますよう、お願いを申し上げます。

訓練についての概要説明は以上でございます。

○松浦会長

この件につきまして、何かご質問やご意見はございますか。

はい、どうぞ。

○芦原委員

全国でコロナ禍で感染防止対策を含めた避難訓練が行われております。今年 8 月 27 日には、福井県でやはり同様な原子力防災訓練が行われておりますけれども、それを見ますと、30 名の住民の避難移動に、通常 30 名ですからバス 1 台で済むわけですが、4 台必要だったと。濃厚接触者用が 1 台、感染の疑いありの人用に 1 台、通常の避難者用に 2 台というように、バスが必要な台数が大幅に増えているわけです。

また、避難先となっているのは敦賀市のプラザ 萬象^{ばんしょう}の小ホールだったようすけ

れども、定員 400 名の広さがあるホールです。ここに福井県のマニュアルに沿って、2m の通路と 1 人 4 m²を確保して、間仕切り作成等の訓練が行われました。小ホールは約 30 名の住民でスペースがいっぱいになっていたというような報告を聞いております。

全国でもやはり同様な対策が必要になってくるわけですが、こうなってきましたと現在の避難計画、その中には必要なバスの台数、そして避難先の確保の必要な数というのが決められているわけですが、その中で、私たち住民は広島、岡山、そして島根の西部の各自治体に避難するようになっているわけですが、現状では圧倒的に足りないというのが明らかになってきているわけです。

こういう中で、今後急いで避難計画を根本的に見直していく作業が必要だということに思いますけれども、松江市としての今後の予定、計画の見直し等に関して、少しご説明をいただきたいと思います。

○松浦会長

はい、どうぞ。

○事務局 矢野次長

今ご指摘いただきましたように、コロナが全国的に流行っているということから、避難に必要なバスの台数ですとか、受け入れる避難所のキャパシティだとか、そういった問題がやはりクローズアップされておまして、私どものほうも、国を含めまして、島根地域の緊急時対応という避難計画の取りまとめ作業というものを行っております。

その中で具体的な数字等も出して対策を考えていくということとしておりますので、まだスケジュール的にいつまでかというようなスケジュールのところまでは固まっておりますけれども、今回の国からのこういった指針等も色々と示されておりますので、そういったものをベースに検討していくこととしております。

以上でございます。

○松浦会長

それでは、まだあると思いますが、この議題につきましては終わらせていただきました

と思います。

それでは、議題 3 のその他ですけれども、何かございますでしょうか。

○事務局 矢野次長

特にございません。

○松浦会長

それでは、以上で議事につきましては終わらせていただきたいと思います。

本日は新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、大変限られた時間ではございましたけれども、色々ご意見、ご質問等をいただきまして誠にありがとうございました。

松江市といたしましても、今後とも本事案につきましては、しっかりと中国電力の対応を確認して、市民の安全安心の確保に一層努めてまいりたいというように思っておりますので、どうぞ皆様方のご理解、ご協力のほどをよろしくお願い申し上げたいと思います。

本日はこれで散会といたしたいと思います。ありがとうございました。

○事務局 矢野次長

ありがとうございました。

最後に事務連絡でございますけれども、アンケートにつきましては、出口で事務局のほうで回収させていただいておりますので、お帰りの際にお持ちいただきますようお願いいたします。

また、質問用紙につきましても、1 週間後の 10 月 27 日までのところで事務局へ提出していただけたらと思っております。

また、島根県が策定いたしました環境放射線の調査結果などの冊子につきましても、出口のところへ置いてございますので、ご自由にお持ち帰りをいただけたらと思っております。

お帰りの際は出入口の混雑が予想されますので、周りの方と一定の距離を保ってご移動いただきますよう、よろしくお願いをいたします。

以上をもちまして、本日の会議は終了させていただきます。大変ありがとうございました。

ました。